【改正】(免税事業者の消費税等の処理)

5 消法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税を納める義務が免除される法人については、その行う取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、2《税抜経理方式と税込経理方式の選択適用》にかかわらず、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算することに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、免税事業者の行う取引に係る消費税等の処理は税込経理方式を適用することを明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達 5 本文《免税事業者等の消費税等の処理》では、消費税の納税 義務が免除されている法人については、その行う取引に係る消費税等の処理につき 税込経理方式によることとしていた。また、旧消費税経理通達 5 (注) 1 では、本文 の取扱いは、消費税等が課されないこととされている資産の譲渡等のみを行う法人 についても適用があることとしていた。
- 3 令和3年改正通達では、インボイス制度導入に伴い、法人が行う取引に係る消費 税等の経理処理について、課税仕入れ等の税額がないのに仮払消費税等を計上する 経理が行われていた場合における課税所得金額の計算を明らかにする見直しを行った。

具体的には、免税事業者については、その行う取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算すること等の規定振りの変更を行った。なお、旧消費税経理通達 5 (注) 1 の取扱いは、新消費税経理通達 3 (注) 《売上げと仕入れで経理方式が異なる場合の取扱い》において新たに規定することとした。いずれにしても、改正前後で実質的な内容の変更はない。

4 また、旧消費税経理通達 5 (注) 2 では、免税事業者の行う取引に係る消費税等の額は、益金の額若しくは損金の額又は資産の取得価額等に算入されることになることとしていたが、仮に税抜経理方式で経理を行っていた場合であっても、本通達及び新消費税経理通達 3 (注) において、税込経理方式を適用して法人税の課税所得金額を計算することを明らかにし、その取引の内容に応じた課税関係となることは自明であることから削除した。